

吉野川市循環型社会形成推進地域計画

令和元年 12月作成

令和6年 11月変更

吉野川市

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域.....	1
(2) 計画期間.....	2
(3) 基本的な方向.....	2
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況.....	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	6
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	6
(2) 生活排水の処理の現状.....	7
(3) 一般廃棄物等の処理の目標.....	8
(4) 生活排水の処理の目標.....	10
3. 施策の内容.....	12
(1) 発生抑制、再利用の推進.....	12
(2) 処理体制.....	14
(3) 処理施設等の整備.....	17
(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	17
(5) その他の施策.....	17
4. 計画のフォローアップと事後評価.....	20
(1) 計画のフォローアップ.....	20
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	20

添付資料

様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1

様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

参考資料様式2 施設概要（エネルギー回収施設系）

参考資料様式7 施設概要（浄化槽系）

参考資料様式8 計画支援概要

別添資料① 対象地域図

別添資料②-1 主な指標のトレンドグラフ（一般廃棄物の減量化・再利用の現状と予測）

別添資料②-2 主な指標のトレンドグラフ（生活排水処理の現状と予測）

別添資料③ 分別区分説明資料

別添資料④ 防災ハザードマップ

吉野川市循環型社会形成推進地域計画

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：吉野川市

- ・旧3町1村（鴨島町、川島町、山川町、美郷村）による新設合併
(平成16年10月1日)

面 積：144.19km²

人 口：41,139人（平成31年3月31日）

指 定 地 域：過疎地域、山村地域



図 1-1 対象地域

(2) 計画期間

本計画は、令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

吉野川市（以下、「本市」という。）は、平成16年10月に鴨島町・川島町・山川町・美郷村の3町1村が合併して誕生した。徳島県の北部、吉野川の中流域南岸に位置し、同川を挟んで北は阿波市、東から南は名西郡、西は美馬市に隣接している。また、144.19km²の面積を有し、約90%は山地・丘陵地となっている。

市域南部は四国山地の北部にあたる山地で、高越山をはじめとする急峻な山々が連なっており、これらの山々を水源とする飯尾川・棄村川・学島川・川田川などが本市の北辺を東流し、吉野川に合流している。

現在、本市のごみ処理は、可燃ごみは事業系を含め一部事務組合（2市2町で構成）による広域処理を、資源ごみは市単独の処理施設で処理をしているが、当該組合の施設は、地元の自治会および各団体等との間で稼働期間を令和7年7月末までとする覚書が交わされていることから、次期施設の整備が急務であった。また、本市では可燃ごみの処理について既存施設の使用期限以外にも、高額な処理費用対策、及び災害ごみ対策など、大きな課題を抱えていた。

このような状況のもと、本市は今後のごみ処理のあり方について一般廃棄物処理基本計画で検討を行いつつ、構成市町と次期施設に係る協議を進めていたが、協議は難航し、令和7年7月末までに次期施設の整備は困難と判断し、本市は平成30年6月に市単独の処理に移行することとした。

ただし、この単独処理は、本市のごみ処理に空白時間を生じさせないための、新たな広域処理への過渡期における対応である。したがって、将来に向けての、国から広域化の枠組みの再検討が求められるなかで、徳島県や周辺地域と連携し安定的かつ効率的な処理を可能とする枠組みを目指す。

なお、単独処理の間は施設が小規模となるが、バイオマス利活用によるエネルギー回収の効率化や他のインフラとの連携によるごみ処理機能の集約化、高度な資源循環システムの確立、防災拠点となる施設を目指すこととする。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

ア 本市の状況（単独化に移行せざるを得ない理由）

本市は、徳島県が平成10年に策定した「徳島県ごみ処理広域化計画」における東部3

ブロック（現在の一部事務組合の構成市町の枠組み）に位置づけられており、そのブロック区割りに則して処理を行ってきた。

しかしながら、現在のごみ処理経費が市の財政を圧迫している状況、一部事務組合における次期施設整備の調整難航による使用期限遵守が困難であった状況、また、確実な新施設への移行等を鑑み、以下の内容に基づき、本市による単独処理で事業を進めていくと結論づけた。

①単独処理と広域処理との比較

広域化・集約化を推進する最も大きな理由のひとつは、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減により、気候変動対策に資することである。

そのため、環境的側面において既設（ガス化改質）と、本市のみで処理を実施する「単独処理」は全国で採用実績の多い焼却方式の場合とし、「広域処理」については現在一部事務組合が予定している処理方式（以下「燃料化方式」という。）を想定し、それぞれ比較検討を行った。

はじめに、本市が「単独処理」で整備した場合、現枠組み内に2つの施設を整備することになるが、既設と比較したとき二酸化炭素排出量として年間25,000t程度の削減（注1）が見込まれる。また、仮に本市が「広域処理」を選択し、現枠組みで燃料化方式を採用した場合は年間30,000t程度の削減（注1）となり、さらなる削減が見込まれることとなる。

しかしながら、「持続可能な適正処理」に視点をおいたとき、記録的豪雨が頻発する今日、大規模水害の危険性も高まっており、災害時のごみ処理、不測の事態への対応等においては、近隣の一般廃棄物処理体制から勘案すると大きな課題（リスク）が残るため、本市は以下に記載する課題等も踏まえ、処理方式の選定も含めて市単独で事業を進めることが最良だと判断した。

注1：他都市ごみ処理基礎調査報告書、及び「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」などから試算したものであり、ごみ量、燃料などは推定値であることからあくまで参考値とする。

②災害対策の強化

一部事務組合の構成市町のうち本市のみが吉野川南岸に位置しているため、南海トラフ地震の発生や大規模台風等の豪雨災害により吉野川が氾濫すると、本市の地理的特性から交通の途絶（注2）が生じ、ごみ処理が円滑に機能しなくなると予想される。

また、さらに広い地域について吉野川南岸に着目したとき、現在計画中の徳島市を中心とする広域処理による施設が最も近い施設となるため、この南岸エリアでは通常ごみも含めた処理はかなり困難な状況になると予想される。

また、「徳島県広域避難ガイドライン」（令和元年6月）では、本市を含めた4市町村が南海トラフ地震による津波で被災した徳島市民24,500人の避難先となることが示されているが、この避難先4市町村のごみ処理は、民間委託か広域処理施設により行うことで、ごみ処理施設を保有することがなくなるため、避難所で発生するごみ処理について課題が残る。

このような状況から、吉野川南岸に位置し、かつ、南海トラフ地震の液状化による影響が少なく、中央構造線活断層から離れている本市にごみ処理施設を整備することは、災害時によるごみ輸送経路断絶を回避することが可能であり、既設、及び将来を含めた県内の処理施設と連携した南岸エリアにおける廃棄物処理施設の枠組みを構築することが可能となる。それにより、国、県の指導のもと県内各団体からの受入施設の一つとなり、周辺地域も含めた防災能力の向上にも繋がるため、防災拠点としての適性は高いと考えられる。

注2：廃棄物輸送路となる橋梁付近では液状化や浸水（3mから5m）が発生し、通行不能となる恐れがある。

③持続可能な適正処理の確保

本市においては、市東部を『交流・文化ゾーン』、市西部を『健康・福祉・教育ゾーン』として位置付け、周辺市町を含めた生活圏の拠点として位置づけた生活の基盤となる地域である。この地域は、吉野川に合流する飯尾川・棄村川・学島川・川田川等の河川により良好な水環境が存在する一方で、台風等による中小規模災害が頻発する地域でもある。とりわけ、飯尾川流域は毎年のように河川の氾濫が起こり、災害ごみが発生している。

このような本市独自の災害時に発生する災害ごみの処理について、交通規制や関係市町との調整による処理遅延の可能性、また、一部事務組合が予定している燃料化方式での瞬間に発生する多量ごみへの対応性の懸念等を勘案すると、災害時に臨機応変に対応できる施設を本市に整備することは市民の安全安心を確保する上で有用である。

さらに、災害時の避難施設やエネルギー供給施設としての機能を持たせることにより、市民が望むような、地域に貢献でき、安心して住めるまちづくりに資する施設になると判断した。

④迅速で効率的な事業の推進

本市は、迅速で効率的なごみ処理事業を目指しており、新たな施策の反映とともに、より効率的なごみ処理財政の確立が必要となる。そこには、行政、議会、市民等との合意形成が極めて重要となるため、市単独で行うことにより円滑な事業推進が可能である判断した。

⑤財政的な課題の解決

本市のごみ処理経費は、類似市町村と比較して高額で財政を圧迫している現状があるうえに、一部事務組合における次期施設の建設地は本市以外が予定されており、そのため運搬距離が増えることさらなる費用増が予想されていた。

このような状況から財政の見直しを求められていたが、組合分担金や施設が所在する自治体への地元対策費など、構成市町間での取り決めに起因する部分があるため、本市が独断で財政を見直すことは困難である。

以上から、財政的な課題を解決するためには、詳細な検証と対策が必要であり、それらを円滑に実行するためには市単独で進めることが必要だと判断した。

イ 広域化・集約化に関する方向性

国では、平成31年3月29日に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（環循適発第1903293号 平成31年3月29日）を公表し、広域化・集約化の主な方法として、従来の組合設立によるもの他に、施設停止時の受け入れによる相互支援、下水処理施設等の他のインフラとの連携による機能の集約化、民間活用等を挙げている。

また、都道府県に対し、令和3年度末までに「広域化・集約化計画」の策定を求めており、本市では、今後策定されるであろう「徳島県広域化・集約化計画（仮）」との整合を図りつつ、新たな広域化・集約化について、ごみ処理と下水処理及び農業集落排水との連携施設の整備を検討するとともに、将来的には超広域化等にも参画すべく、徳島県や周辺自治体と密に連携していく。

（5）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

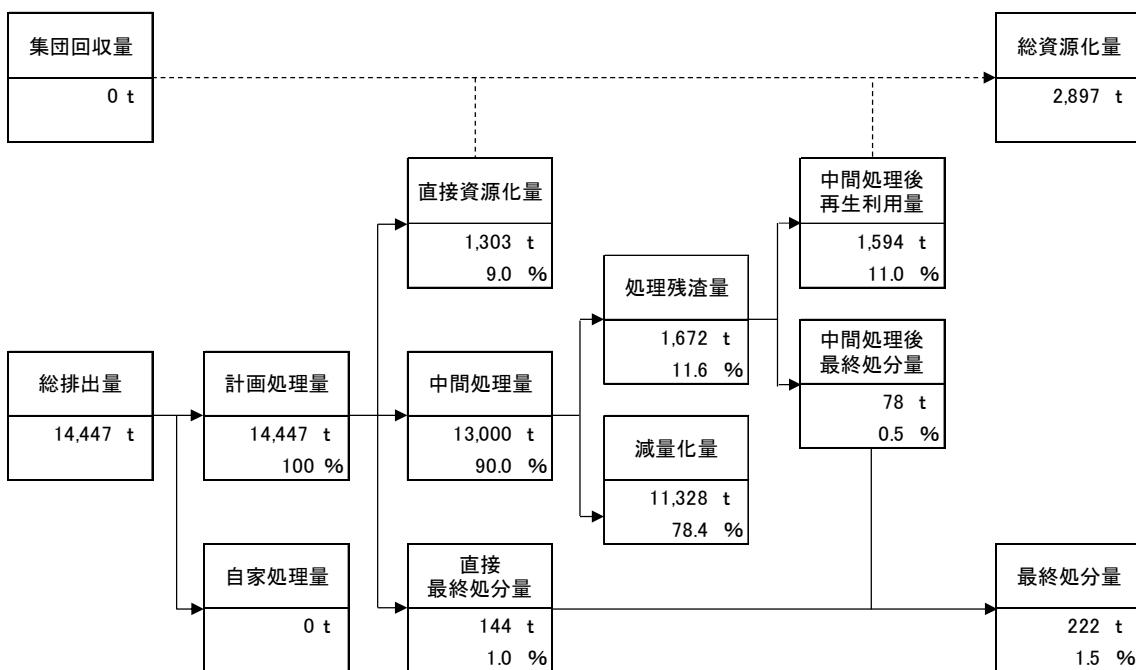
プラスチック資源の分別収集については、検討を実施したが、多額の費用増加が見込まれるため、これまでどおりの分別を実施し、焼却することとしている。今後コストや環境影響等の情報収集を行い、当該結果を踏まえながら分別収集の再検討及び再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 30 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 2-1 のとおりである。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 12,281 t である。焼却に伴う余熱は発電に利用している。



※四捨五入により割合の合計が合わない場合があります。

図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 30 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2-2 のとおりである。

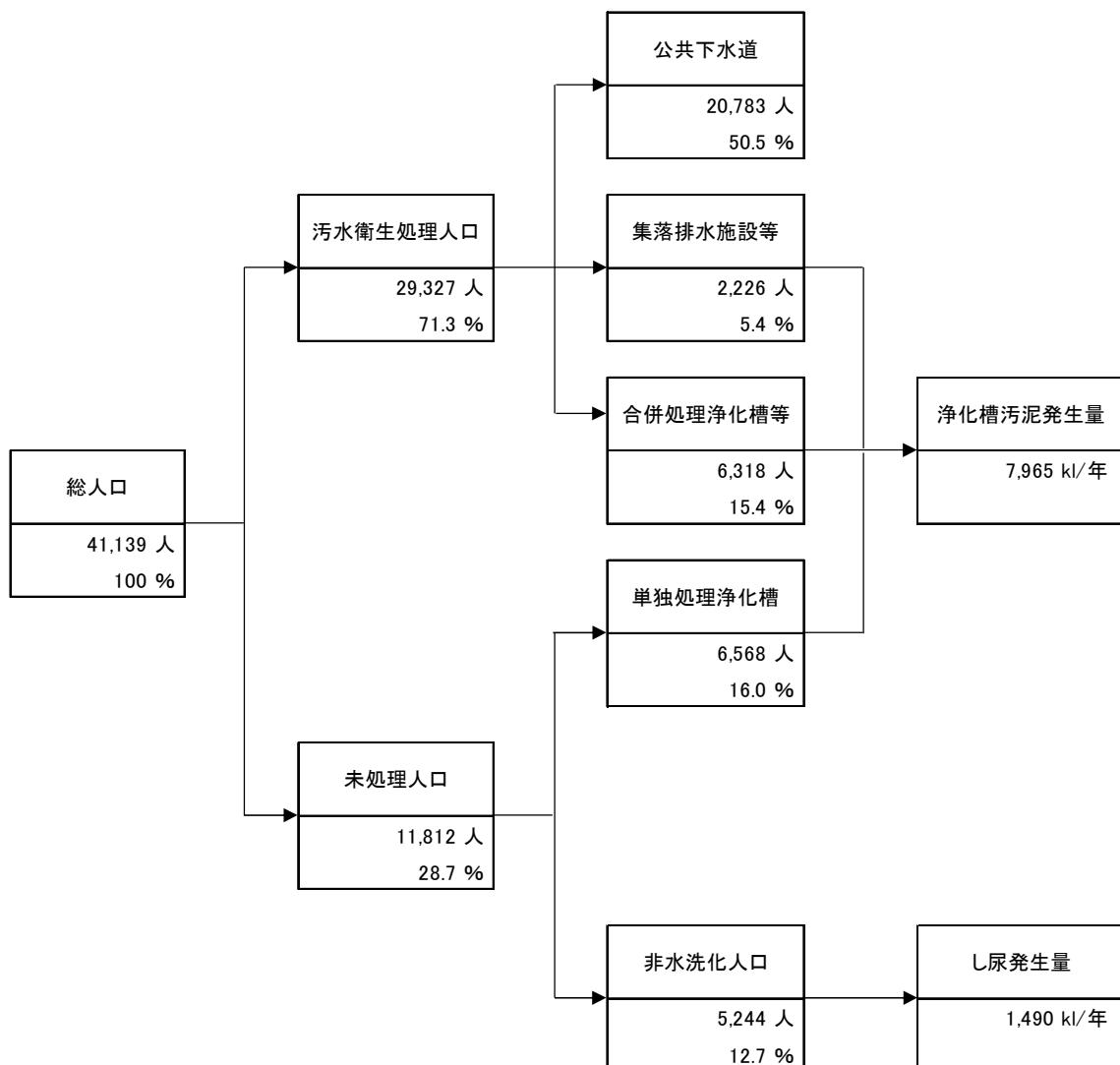


図 2-2 生活排水の処理状況フロー（平成 30 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画期間中には、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2-1及び図2-3のとおり目標について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合 ^{*1}) (平成30年度)	目標(割合 ^{*1}) 令和8年度	
排出量	事業系 総排出量	4,298 トン	3,789 トン	(-11.8%)
	1事業所当たりの排出量 ^{*2}	2.7 トン/事業所	2.4 トン/事業所	(-11.1%)
	生活系 総排出量	10,149 トン	8,901 トン	(-12.3%)
	1人当たりの排出量 ^{*3}	202.2 kg/人	183.0 kg/人	(-9.5%)
合計 事業系生活系総排出量合計		14,447 トン	12,690 トン	(-12.2%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	1,303 トン 9.0%	1,398 トン	(11.0%)
	総資源化量(トン)	2,897 トン 20.1%	3,479 トン	(27.4%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	-	-	-
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	222 トン 1.5%	146 トン	(1.2%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は

排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = [(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)] / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量
[単位：GJ]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

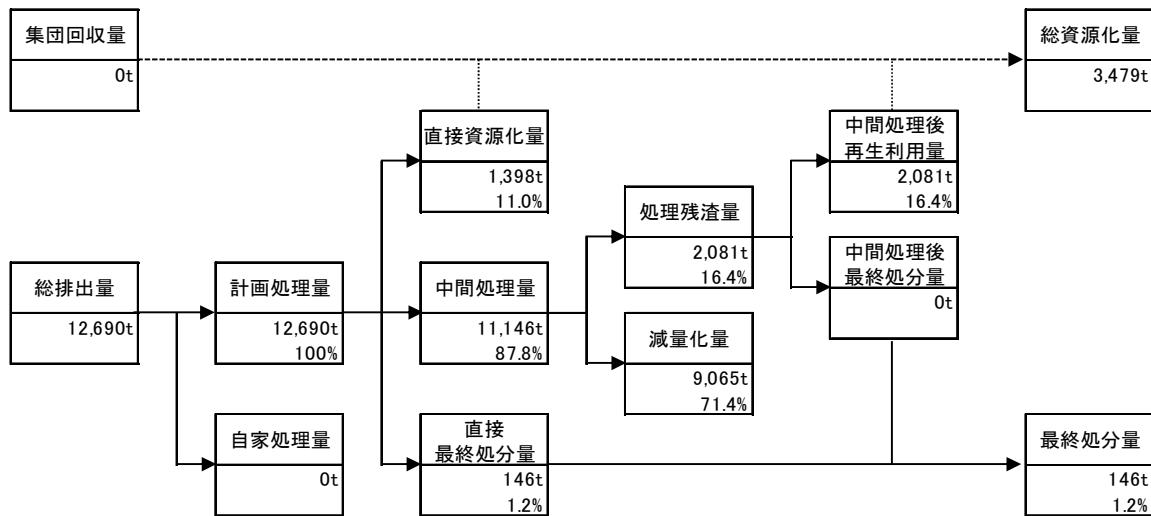


図2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和8年度）

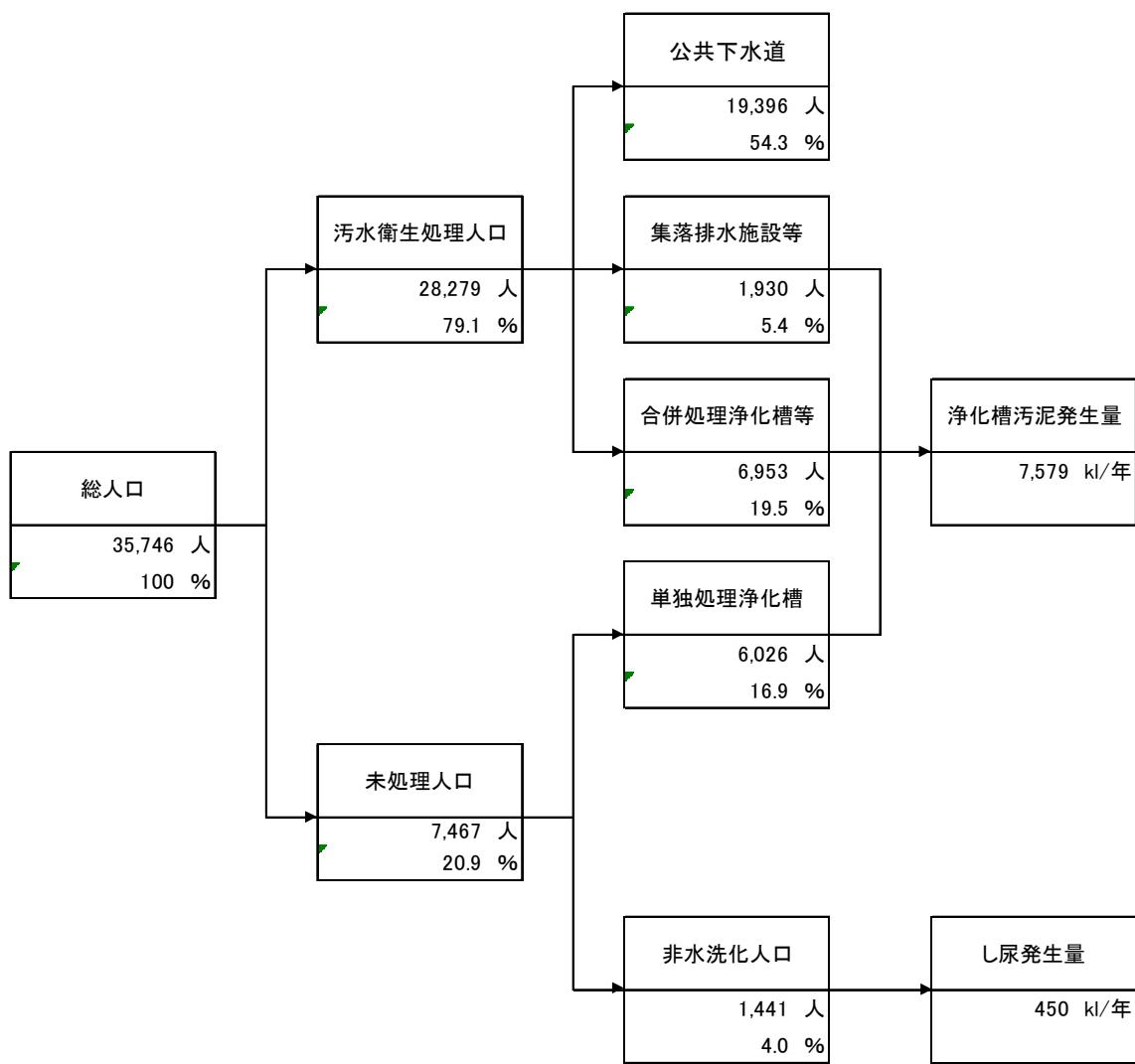
(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表 2-2 及び図 2-4 のとおり目標について定め、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2-2 生活排水処理に関する現状と目標

		現状 (平成30年度)	目標 (令和8年度)
処理形態別人口	公共下水道	20,783 人 (50.5%)	19,396 人 (54.3%)
	農業集落排水施設等	2,226 人 (5.4%)	1,930 人 (5.4%)
	合併処理浄化槽等	6,318 人 (15.4%)	6,953 人 (19.5%)
	未処理人口	11,812 人 (28.7%)	7,467 人 (20.9%)
	合計	41,139 人	35,746 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,490 kI/年	450 kI/年
	浄化槽汚泥量	7,965 kI/年	7,579 kI/年
	合計	9,455 kI/年	8,029 kI/年

※四捨五入により割合の合計が合わない場合があります。



※四捨五入により割合の合計が合わない場合があります。

図 2-4 目標年度（令和 8 年度）の生活排水の処理状況フロー

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再利用の推進

ア 有料化の検討

本市では、合併前の旧町村時代である平成10年頃からごみ減量化対策に取り組み、その対策は合併後にも引き継がれ、現在は新たな対策も加えてごみ減量化や資源化に取り組んでいる。

具体的には資源化対策として、平成18年度から雑がみの分別収集、また、平成20年度と平成22年度には「資源ごみモデル集積所」の設置をそれぞれ2地区で開始し、現在は9地区まで増設して資源化に取り組んでいる。

さらに、生ごみ対策として、平成21年度から従前より実施している電気式生ごみ処理機購入の補助に加えて、段ボールコンポスト基材の無料配布やコンポスター購入に係る補助を開始し発生抑制に努めてきた。

加えて、家庭系のもやせるごみ、資源ごみ、及びもやせないごみについては、有料指定袋制を導入し、間接的に有料化を実施している。そして、もやせるごみについては、同ごみ処理に係る処理費が高額であることから、指定袋料金を平成30年1月1日に値上げし、削減効果と併せて、その費用の一部を市民に負担してもらう意識付けを行った。

一方、事業系ごみは許可業者による収集・運搬が行われ、同業者から設定された処理手数料が支払われているが、処理費用の全額をまかなえているものではないため、市単独処理への移行に伴い、処理費のさらなる負担、及び発生を抑制するための料金設定も含め対策を検討する。

このように、本市ではさまざまな減量化・資源化施策を継続して実施しており、これら施策によるごみに対する市民意識の向上に伴い、実施当初はもやせるごみの減量に一定の効果が見られた。しかし、次第にその意識が薄れていくこともあり、その後は微増傾向が続いているため、先進地の事例も調査し、指定袋料金及び事業系ごみの処理手数料などの値上げ効果の検証、その他、新たな対策や市民への発信など効果的な施策の実施を検討する。

イ 資源回収の促進

・雑古紙類（雑がみ）の分別推進

家庭及び事業所から排出される雑古紙類（雑がみ）については、分別促進を図ることでリサイクル推進を図る。

・蛍光管・乾電池回収容器の設置

蛍光管・乾電池回収容器を設置することで、資源ごみの積極的な回収と分別意識の向上を図る。

・店頭回収の推進

白色トレイ、牛乳パック、紙パック等について、量販店の店頭回収ボックスの利用を奨励し、事業者独自の再資源化ルートによるリサイクルの推進を図る。また、店頭回収の利便性の向上を図るとともに、ごみの減量化と資源の有効利用に協力している店舗について紹介を行う。

ウ 生ごみ対策の検討

・コンポスト化による自家処理の推進

家庭から排出される生ごみ処理の推進ため、電動式生ごみ処理機、コンポスター及び段ボールコンポスターについて普及啓発を図る。また、電動式生ごみ処理機及びコンポスターについては購入補助、段ボールコンポスター基材については無料配布を継続する。

・「生ごみゼロ宣言」への呼びかけ

家庭での「生ごみ」対策を奨励し、推進するために「生ごみゼロ宣言」を市内全体へ呼びかける。

・水切りの徹底

広報等を通じて、含水率の高いごみについての水切りの徹底を啓発し『夏の生ごみ水切り大作戦（水切り器具モニター）』を推進した。

・食品ロスの削減

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加や、「おいしい徳島！食べきり県民運動」との連携、市民・事業者への啓発などにより、食品ロスの削減に取り組む。

エ マイバッグ持参運動の推進

レジ袋の削減を図るため、買い物の際のマイバッグ持参率を60%にすることを目指し、とくしま環境県民会議・徳島県・かもじま駅前まちづくり会議・その他の団体及び協力店舗とともに、「マイバッグ持参、レジ袋削減運動」を推進する。

オ 環境教育、普及啓発

「ごみ減量化」についての教育及び広報・啓発活動による周知拡大を図るために、本市の広報やホームページを活用し、ごみの減量化や資源化に対する啓発を図る。加えて小学生やPTA等を主な対象とし、ごみの排出抑制に対する意識向上を図る出前講座を行い、情報提供及び環境教育を進める。

カ 事業者の自主的な減量の促進

事業者自らの減量化計画策定の指導や、過剰包装の抑制、リターナブル容器の導入等、消費者側からのごみの発生となり得る要因の除去に努めるよう指導・要請を

行い、事業系ごみの発生抑制及び再生利用の促進を図る。

また、事業者が実践しているごみ減量やリサイクルへの取り組みの調査や実践事例の情報提供方法等について検討する。

キ ごみの分別指導の情報提供と徹底

・「スマートフォンアプリ」の活用

もやせるごみ等に混入している資源ごみを、本来の区分である資源ごみとして排出してもらうことを目的に、ごみ分別促進アプリを導入した。

アプリには、ごみ収集カレンダー、ごみ分別ガイドブックの内容を入れ、台風等災害時の収集中止等のアナウンス手段としても用いる。

ク グリーン購入の促進

市民や事業者に対し、グリーン購入及び使用に関する情報提供や啓発を行うことで、グリーン購入法の推進を図る。

ケ 粗大ごみの排出抑制

市民活動（フリーマーケット）に対し支援を行い、家庭にある不用品の交換または再利用を推進することで排出抑制を図る。

コ 生活排水対策

家庭から発生する汚水の汚泥負荷量の低減のため、以下の啓発活動の強化を図る。

- ・三角コーナー、拭取紙、ストレーナー、コンポスター等の排出抑制用品の普及
- ・市役所及び各支所における拠点回収への協力の推進
- ・米のとぎ汁、残り湯の有効利用の推進
- ・浄化槽への異物混入の防止、保守点検、清掃及び検査の推進

（2）処理体制

ア 生活ごみの処理体制の現状と今後

ごみの分別区分及び処理方法については、表 3-1 に示すとおりである。

なお、本市は、令和 7 年 7 月に一部事務組合のごみ処理施設稼働終了に合わせ単独処理に移行するため、令和 7 年度以降は本市の整備する新たなごみ処理施設にて処理を行う。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在、事業系ごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することによりごみ処理施設に搬入されている。

今後は、事業者に対する減量化計画の策定指導、事業所への立ち入り検査等の排出抑制対策を講じることで、事業系ごみの削減、発生抑制・資源化への誘導を図っていく。

ウ 収集・運搬計画

①収集・運搬実施体制

生活系ごみは、分別区分に従ってごみ集積所等指定の場所に搬出されたごみを市が収集する。

事業系ごみは、許可業者が搬入するものとする。

②収集・運搬方法

収集・運搬方法については、令和7年度までは新たな収集・運搬体制の検討を行いつつ現在の体制を維持し、令和7年度以降は新たな収集・運搬体制の具体化及び対応を行う。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていくとともに、し尿及び浄化槽汚泥については、適正処理を継続していく。

表 3-1 吉野川市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(30年度)				今後(令和7年度)			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理見込み (トン)
もやせるごみ	焼却	中央広域環境センター (ごみ溶融施設)	7,983	もやせるごみ	未定	エネルギー回収型廃棄物処理施設	6,749
		鴨島一般廃棄物 最終処分場	41			鴨島一般廃棄物 最終処分場	34
もやせないごみ	埋立	民間最終処分場	101	もやせないごみ	埋立	民間最終処分場	83
		徳島東部処分場	2			徳島東部処分場	1
粗大ごみ			190	粗大ごみ			161
木材等			187	木材等			129
かん・金属			255	かん・金属			186
びん		(選別・リサイクルセンター 吉野川市)	274	びん			295
ペットボトル		リサイクルセンター 吉野川市	93	ペットボトル			90
布団・毛布類			117	布団・毛布類			73
衣類			61	衣類			68
新聞、雑誌等			747	新聞、雑誌等			969
小型家電等			97	小型家電等			68
乾電池		市役所・支所で 一時保管	0	乾電池			0
蛍光灯			1	蛍光灯			1



(3) 処理施設等の整備

平成 30 年 12 月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、施設整備・維持管理を行っていく。

ア. 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 3-2 のとおり必要な施設整備を行う。

表 3-2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靭化
1	ごみ焼却施設 吉野川市環境センター	吉野川市エネルギー回収型 廃棄物処理施設整備事業	42t/日	吉野川市鴨 島町山路	R4～R7	-

(整備理由)

事業番号 1 エネルギーの高効率回収・有効活用、災害への対策

イ. 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 3-3 のとおり行う。

表 3-3 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成 30 年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靭化
浄化槽設置整備事業	1,740	130	763	R2～R7	吉野川市国土強靭化地域計画

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) アの施設整備に先立ち、表 3-4 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	吉野川市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る生活環境影響調査等調査事業	生活環境影響調査・地質調査・測量調査	R2～R3
	吉野川市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る計画作成事業	施設基本構想・計画	R2
	吉野川市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る造成設計等調査事業	造成設計	R2～R3
	吉野川市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る事業者選定等事業	新施設設計・施工事業者選定支援	R2～R4

(5) その他の施策

ア CO₂ 削減対策

整備する施設については、エネルギー回収や二酸化炭素削減対策について検討を行うとともに、可能な限り省エネルギーに優れた施設とするため、以下の内容について具体的に検討する。

- ・バイオマス施設の整備（コンバインド等）
- ・小規模でも可能な発電設備の整備（バイナリー発電設備等）
- ・収集車両の電気自動車化の導入（バイナリー発電、蓄電池の整備を併せた検討）
- ・現在の分別区分の見直しや民間活力などから、削減可能な方法

イ 持続可能な適正処理の確保

- ・既設最終処分場の運営、過去の焼却施設の運営を直営で実施していたなどのノウハウを活かし、市独自で人材の確保や技術の継承を図る。
- ・地元雇用、市内在住者を基本に、民間委託も含め技術の継承と廃棄物処理の効率化を図る。

ウ 不法投棄対策

- ・不法投棄防止のためのパトロールや警告看板の設置等を行う。
- ・市民・行政が一体となった監視体制により、不法投棄の早期発見、未然防止を図る。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

- ・災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、徳島県や近隣市等周辺地域との連携体制を構築・強化する。

オ 災害対策の強化

- ・強靭化対策を施し、災害時にも対応できる施設とする。
- ・国土交通省のシミュレーションから、吉野川をはさんで広範囲に被害が起こることが予想されている。当該予想図をもとに、吉野川両岸に位置する自治体がもつ廃棄物処理施設に着目したとき、現在の枠組みでは、南岸には徳島市が計画している施設しか存在しなくなることが予想される。このことから、吉野川市はもとより、吉野川の南岸を対象地域とする県中西部の「防災拠点」としての位置づけを検討する。
- ・防災拠点としての機能としてごみ発電や平時の蓄電による電力供給、ボイラー

発電機またはガスエンジン発電機の排気ガスや冷却水の廃熱から、蒸気や温水を利用した熱供給（温水を含む）が可能となるよう検討を行う。また、電力及び熱の場内または場外における効率的な利用も併せて検討する。

力 地域への新たな価値の創出、他のインフラとの連携

- ・廃棄物処理施設という位置づけのみならず、周辺地域の特性を洗い出し、市民はもとより、市外の人にも利用できる施設を目指していく。
- ・市内で発生する下水汚泥の処理など、既存の広域の枠組みでは対応が困難であった事項も積極的に検討対象とする。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて徳島県及び四国地方環境事務所と意見を交換しつつ、計画の進捗状況に応じて、計画処理量等の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

期間終了後、施策の取り組みの結果をとりまとめ、速やかに計画の事後評価及び目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるとともに、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

添付資料

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	吉野川市	(2)地域内人口	41,139人	(3)地域面積	144.19km ²
(4)構成市町村名	吉野川市	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 <input checked="" type="checkbox"/> 山村 <input checked="" type="checkbox"/> 半島 <input checked="" type="checkbox"/> 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合が含まれる場合、当該組合の状況					

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年	事業系 生活系	総排出量(トン) 1事業所当たりの排出量(トン／事業所)	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目 標
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
排出量	事業系	総排出量(トン)	4,249	4,323	4,405	4,326	4,298	3,789 (H30比-11.8%)
		1事業所当たりの排出量(トン／事業所)	2.7	2.8	2.8	2.8	2.7	2.4 (H30比-11.1%)
	生活系	総排出量(トン)	10,228	10,311	10,095	9,982	10,149	8,901 (H30比-12.3%)
		1人当たりの排出量(kg／人)	196.4	200.0	199.2	199.4	202.2	183.0 (H30比-9.5%)
再生利用量	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)		14,477	14,634	14,500	14,308	14,447	12,690 (H30比-12.2%)
	直接資源化量(トン)	1,192(8.2%)	1,226(8.4%)	1,163(8.0%)	1,156(8.1%)	1,303(9.0%)	1,398 (11.0%)	
エネルギー回収量	総資源化量(トン)		2,842(19.6%)	2,545(17.4%)	2,838(19.6%)	2,952(20.6%)	2,897(20.1%)	3,479 (27.4%)
	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)		-	-	-	-	-	-
	(年間の熱利用量 GJ)		-	-	-	-	-	-
最終処分量	埋立最終処分量(トン)		241(1.7%)	253(1.7%)	240(1.7%)	209(1.5%)	222(1.5%)	146 (1.2%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

(2) 重新(改良): 新佈設

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状								目標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総人口		42,182	41,592	41,139	40,470	39,912	39,247	38,558	37,953	35,746
公共下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	21,066 50.0%	21,013 50.5%	20,783 50.5%	20,528 50.7%	20,508 51.4%	20,461 52.1%	20,244 52.5%	20,056 52.8%	19,396 54.3%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	2,265 5.4%	2,214 5.3%	2,226 5.4%	2,201 5.4%	2,165 5.4%	2,135 5.4%	2,056 5.3%	2,009 5.3%	1,930 5.4%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	6,119 14.5%	6,211 14.9%	6,318 15.4%	6,407 15.8%	6,490 16.3%	6,544 16.7%	6,700 17.4%	6,806 17.9%	6,953 19.5%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	12,678	12,154	11,812	11,334	10,749	10,109	9,558	9,082	7,467

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

5 净化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定期数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	吉野川市	1,740	6,407	R2.4.1	130	763	令和8年度	

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したもの添付のこと。

様式2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号※1	事業主体名稱※2	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考		
			単位	開始	終了		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
○エネルギー回収等に関する事業						5,329,747	0	0	80,792	777,410	4,089,390	382,154	3,817,431	0	0	1,121	497,318	3,043,786	275,206		
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	1	吉野川市	42	t/日	R4	R7	5,329,747	0	0	80,792	777,410	4,089,390	382,154	3,817,431	0	0	1,121	497,318	3,043,786	275,206	
○浄化槽に関する事業						76,145	11,049	9,377	10,704	10,571	17,222	17,222	76,145	11,049	9,377	10,704	10,571	17,222	17,222		
浄化槽設置整備事業	2	吉野川市	130	基	R2	R7	76,145	11,049	9,377	10,704	10,571	17,222	17,222	76,145	11,049	9,377	10,704	10,571	17,222	17,222	
○施設整備に関する計画支援事業	1					99,125	69,963	18,552	10,610	0	0	0	99,125	69,963	18,552	10,610	0	0	0		
合計						5,505,017	81,012	27,929	102,106	787,981	4,106,612	399,376	3,992,701	81,012	27,929	22,435	507,889	3,061,008	292,428		

参考資料様式2 施設概要(エネルギー回収施設系)

【参考資料様式2】

施設概要(エネルギー回収施設系)

都道府県名 徳島県

(1)事業主体名	吉野川市
(2)施設名称	ごみ焼却施設 吉野川市環境センター
(3)工期	令和4年度～令和7年度
(4)施設規模	処理能力 42t/日 (21t/日 × 2炉)
(5)形式及び処理方式	准連続燃焼方式ストーカ炉
(6)余熱利用の計画	1. 発電の有無 無 2. 熱回収の有無 有 (熱利用率10%:場内利用)
(7)地域計画内の役割	エネルギー回収等効率運用により循環型社会形成に寄与する。
(8)廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9)燃料の利用計画	無
------------	---

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10)バイオガス熱利用率	無
(11)バイオガスの利用計画	無

(12)総事業計画額	5,441,164千円 うち、交付対象事業費 4,307,815千円
------------	---------------------------------------

【参考資料様式 7】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 徳島県

(1) 事業主体名	吉野川市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用海域汚濁の防止をするため、本市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき事業を推進する。
(4) 事業期間	令和2年度～令和8年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他 ・下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定める区域及び農業集落排水事業実施要綱（昭和58年4月4費付構改D第271号）第6の3の規定により採択された区域を除いた全市とする。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 76,145千円 うち（以下の事業を実施する場合） 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業 55,719千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	78基（390人分）	24,059千円	24,059千円	24,059千円
6～7人槽	49基（343人分）	20,079千円	20,079千円	20,079千円
8～10人槽	3基（30人分）	1,644千円	1,644千円	1,644千円
11～20人槽	基（人分）			
宅内配管費	102基	30,363千円	30,363千円	30,363千円
撤去費	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	130基（763人分）※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	76,145千円	76,145千円	76,145千円

参考資料様式8 計画支援概要

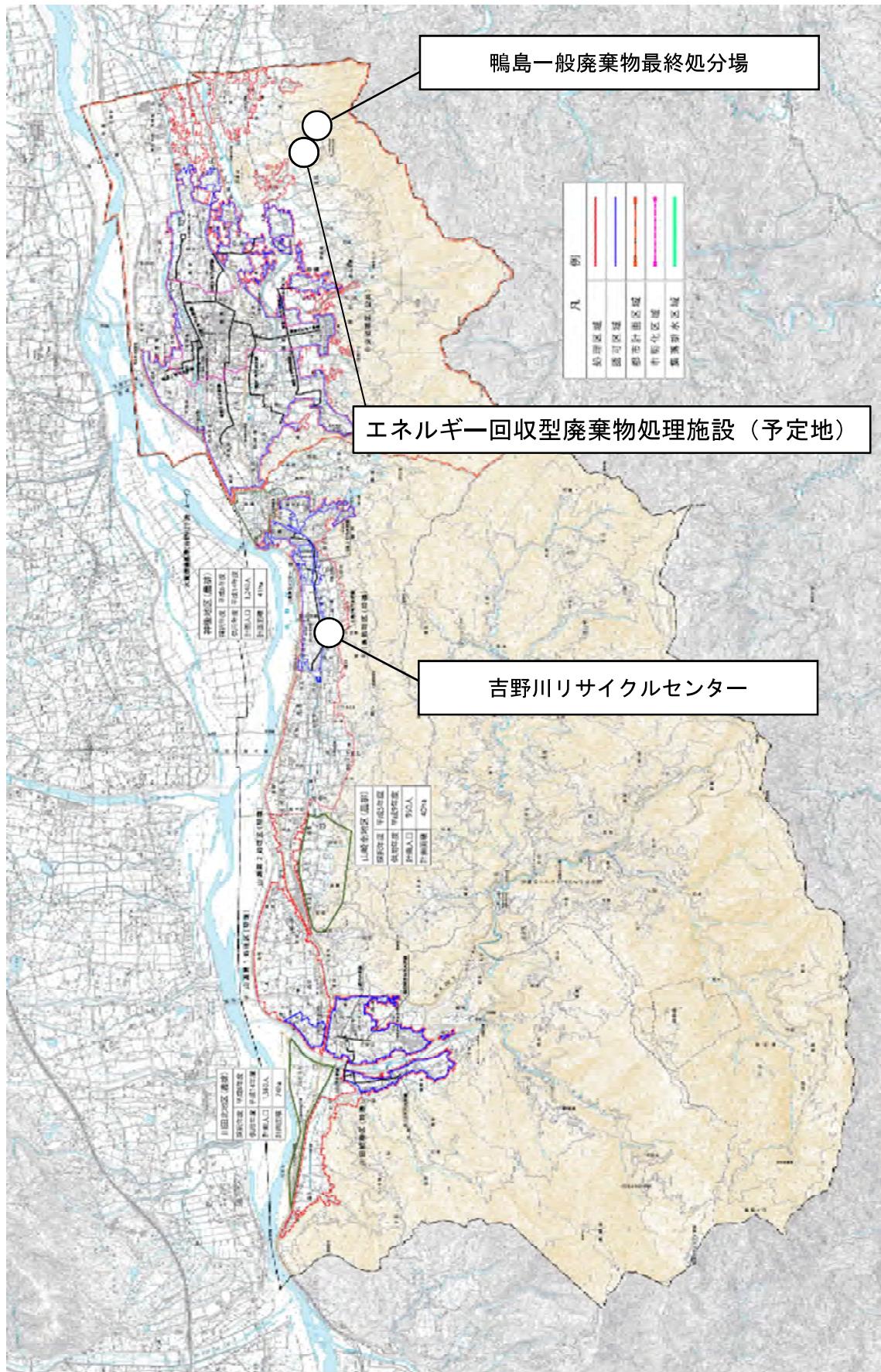
【参考資料様式8】

計画支援概要

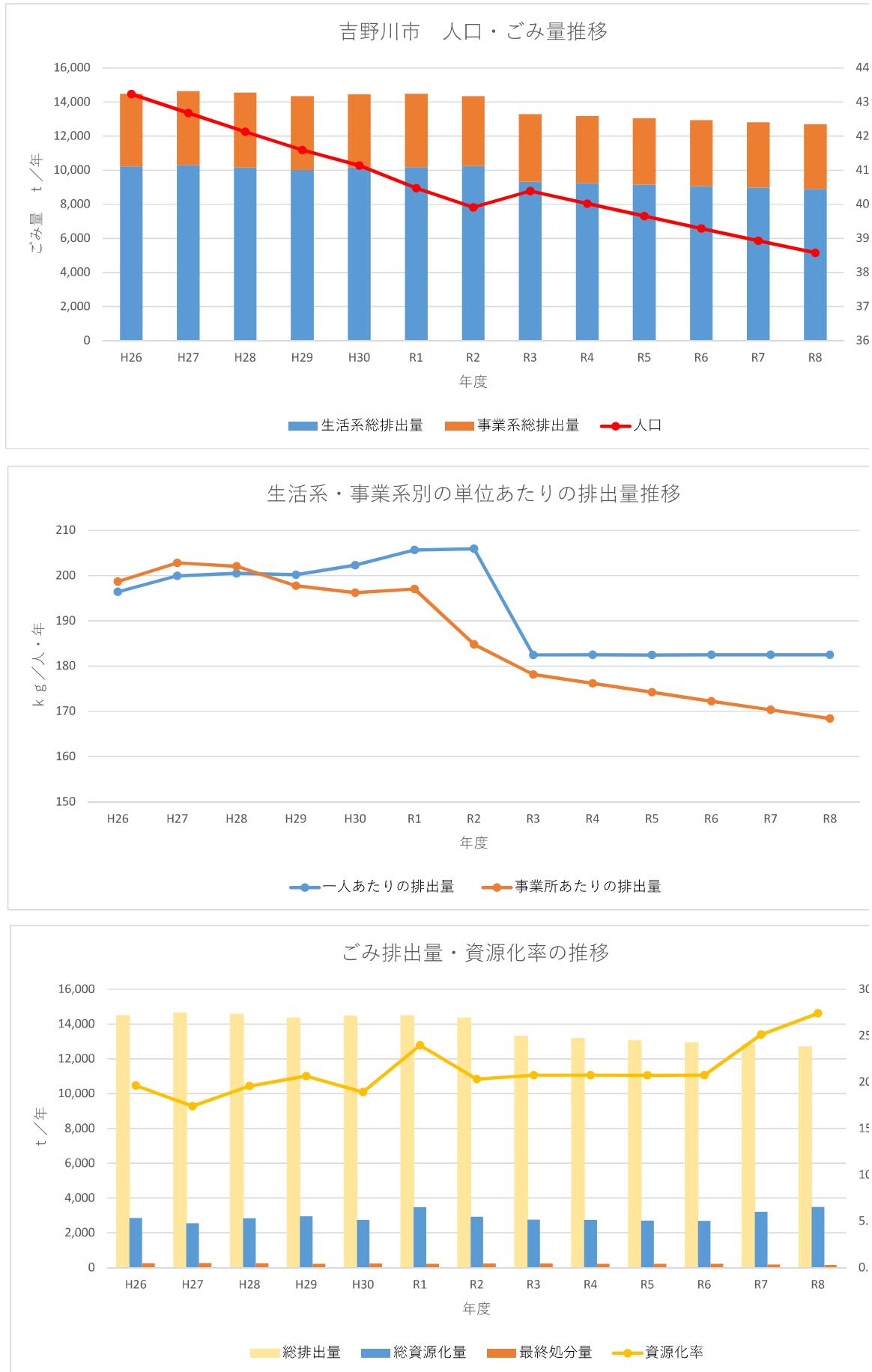
都道府県名 徳島県

(1) 事業主体名	吉野川市
(2) 事業目的	吉野川市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため
(3) 事業名称	吉野川市エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る計画支援事業
(4) 事業期間	令和2年度～令和4年度
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none">①生活環境影響調査・地質調査・測量調査②施設基本構想・計画③造成実施計画④新施設設計・施工業者選定支援
(6) 事業計画額	99,125 千円 うち、交付対象事業費 99,125 千円

別添資料① 対象地域図



別添資料②-1 主な指標のトレンドグラフ(一般廃棄物の減量化・再利用の現状と予測)



別添資料②-2 主な指標のトレンドグラフ（生活排水処理の現状と予測）

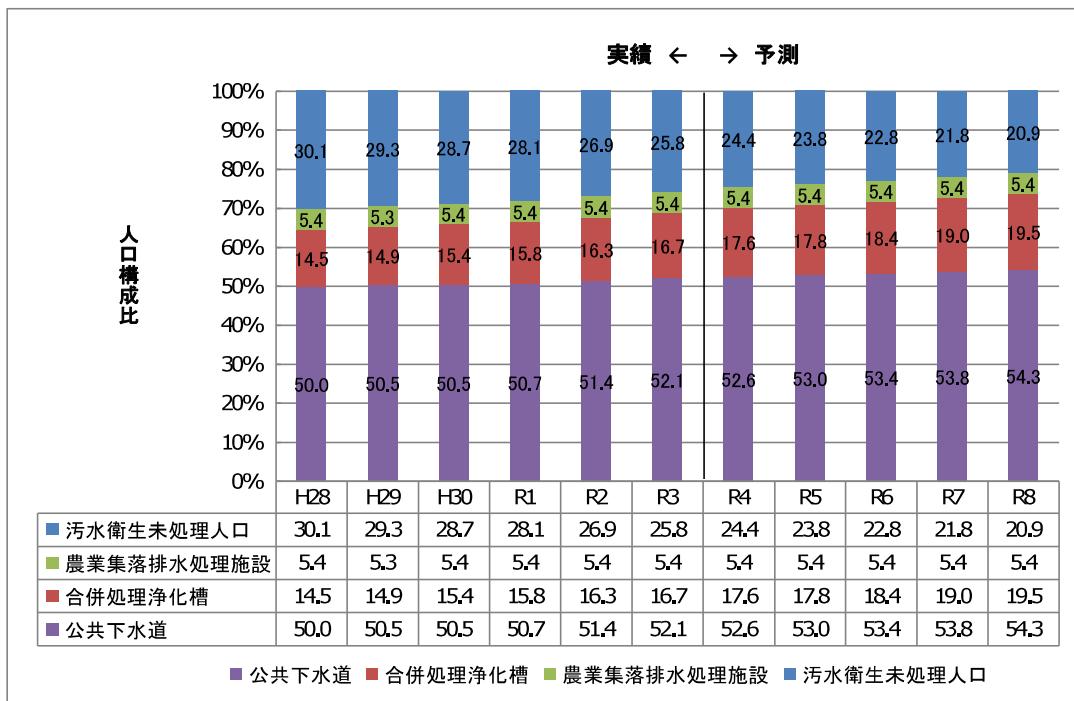


図6 処理形態別人口の推移

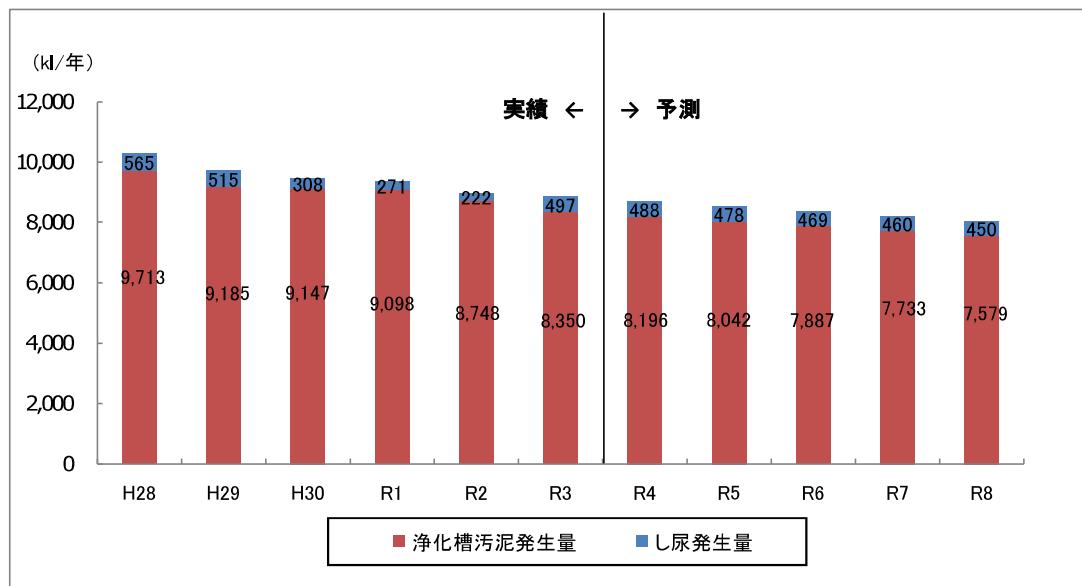


図7 計画処理量の推移

別添資料③ 分別区分説明資料

□ごみの分別区分

分別区分	排出日	排出物	排出方法
もやせるごみ	週2回	台所の生ごみ、剪定枝、家具類、プラスチック類、ゴム製品、ビニール製品	指定袋
資源ごみ	週1回	ふとん・毛布類	
	月1回	ペットボトル	指定袋
		カン・金属類	指定袋
		びん類	指定袋
	月2回または 月1回	新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール	紙ひもで十 字にしばる
	月1回	衣類	指定袋
もやせないごみ	月1回	埋立・危険なごみ、複合ごみ	指定袋
粗大ごみ	月1回	ソファ、机、テーブル、スプリングマット、タンス、布団類、じゅうたん類等	

□収集できないごみ

区分	処理方法
リサイクル家電品 6品目	購入店へ引き取り依頼等 (家電リサイクル法)
デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ	パソコンメーカーへ回収申込 (資源有効利用促進法(3R法))
建設廃材	買い替え時に引き取り、または販売店・専門業者に依頼
有害物質及び危険物類の劇薬、農薬、油類・塗料、ガスボンベ、消火器、バッテリー等	
自動車、オートバイ、タイヤ、倉庫、たたみ等	
耕運機・農機具、農業用ビニール等	
医療系廃棄物	医療機関等へ引き取りを依頼



土砂災害・ため池 ハザードマップ

市内全域

ハサードマップに対するお問い合わせ
吉野川市 消防局 防災対策課
住所:吉野川市鴨島町鴨島115番地1
TEL:0883-22-2235

別添資料④ 1 / 3

吉野川市
令和2年3月作成

ハサードマップに対するお問い合わせ
吉野川市 消防局 防災対策課
住所:吉野川市鴨島町鴨島115番地1
TEL:0883-22-2235

土砂災害

吉野川市環境センター（予定）

鴨島一般廃棄物最終処分場

地図の見方

避難所等

地

ため池決壊

上流一括月ノ富防護

上流一括月ノ富防護

山川不燃物処理場

吉野川市サイクルセンター

この上級火薬清掃手、使用小物、形而情報マップ(令和元年1月改訂)の情報を元に作成しています。

このため池田県庁は、西野川市が平成20年7月に公表した
ものを受け取っておりました。



別添資料④ 2／3

(福井県)吉野川洪水(外水氾濫)
ハザードマップ

市内全域

ハザードマップに対するお問い合わせ
野川市 灘防災局 防災対策課
住所: 野川市野島町鷺島115番地1
TEL: 0888-3-22-2235

吉野川市
令和2年3月作成



ハザードマップ
内水氾濫
市内全域

内水氾濫 ハザードマップ

市内全域

ハザードマップに対するお願い合わせ
仙台市 防災局 防災対策課
住所：古野川市鶴岡町鶴島11番地1
TEL:0803-22-2235

別添資料④ 3

1

吉野川市運転免許管理センター

吉野川市環境センター（予定）

吉野川市環境センター（予定）

卷之三

地図の見方



吉野川支流が氾濫(内水氾濫)
したとき予想される浸水の深さ

10 of 10

マップに示した駅は、明治時代の大曾根の駅跡にあたり、駅跡の北側に大曾根駅の駅名板が立っています。また、駅跡の南側には、駅跡の北側に大曾根駅の駅名板が立っています。また、駅跡の南側には、駅跡の北側に大曾根駅の駅名板が立っています。

三五七

Copyright © NTT Data 2009 All Rights Reserved



吉野川市国土強靭化地域計画

令和2年3月策定
(令和4年3月改訂)

吉野川市

目 次

I	計画策定の趣旨、位置付け	1
II	基本的な考え方	2
III	強靭化の取組の現状と課題（脆弱性評価）	3
IV	国土強靭化の推進方針	11
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	12
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	17
3	必要不可欠な行政機能は確保する	23
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	25
5	経済活動を機能不全に陥らせない	27
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	29
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	32
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	35
V	施策の重点化	39
VI	計画の推進と進捗管理	40
(別紙)	重要業績指標一覧	41

チームを編成し、必要な健康管理支援を行う。

長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立する。

また、福祉避難所の指定や要援護者対策を考慮した避難所運営体制を促進し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。

災害医療体制の構築

- 大規模災害発生時に、速やかに東部Ⅲ吉野川保健所圏域災害医療体制と連携が図られるよう、平時から市医師会及び吉野川保健所、関係機関等と連携を取りながら防災訓練や研修等を継続して実施することにより、情報収集・災害医療体制の充実・強化を図る。
- 大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた相互応援体制を強化するため、県との連携を目指す。

発災時の燃料供給体制整備

- 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、病院や避難所への燃料供給が確実に行えるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の流通備蓄に取り組む。

交通網の寸断に備えた支援体制の整備

- 陸上ルートの寸断等に備え、空からの救出救助、物資輸送を実施する手段を確保するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」、自衛隊ヘリコプターの受援体制の強化を図る。

・ヘリコプター降着適地数（再掲） 9箇所（H30）→維持（R6）

- 災害時における医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄するとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保体制を構築する。さらに、交通網の寸断を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進める。

感染症の発生・まん延防止

- 避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、早期に衛生状況及び健康状態等を把握し、必要な各種予防対策を講じることができるよう、保健師・栄養士等の専門職が介入し、必要な健康管理支援を行う。また、平時から防災訓練や避難所運営訓練等に参加し、対応技術の向上に努める。

火葬炉の老朽化対策

- 発災後、遺体の火葬等が滞り、感染症が発生しないよう、火葬炉4炉を計画的に改修する。

・炉内耐火物全面改修（累計） - (H30) → 4炉 (R4)

下水道対策による衛生面の悪化防止

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進めるとともに、下水処理場における浸水対策を推進する。また、熊本地震（H28）を受けて改訂し

た下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、下水道BCPをブラッシュアップする。公共下水道の未普及対策として、合併浄化槽への転換を促進する。

(※BCPとは、業務継続計画：Business Continuity Plan)

・幹線耐震化率 78.6% (H30) → 95.0% (R6)

・下水道BCP 策定 (H30) → 必要に応じて改訂

・合併浄化槽への転換促進 71.3% (H30) → 78.0% (R6)

- 大規模災害時に避難所等へ簡易トイレや仮設トイレが迅速に供給されるよう取組を強化する。また、簡易トイレ等の備蓄についても促進する。

・災害時用簡易トイレ備蓄数 102基 (H30) → 133基 (R6)

・災害時用オストメイト専用トイレ備蓄数 2基 (H30) → 維持 (R6)

避難環境の向上

- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる。

- 長期の避難生活に備えて、避難所における避難者の「生活の質 (QOL)」の向上を図るために、避難所の機能強化を図るとともに、公共既存施設等について、その特長を最大限に活用した「快適な避難所」の確保を促進する。

・個別避難所運営マニュアル策定 - (H30) → 共通マニュアルを基に策定

- 地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じ円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取組を促進する。

・自主防災組織の訓練実施率（再掲） 76.8% (H30) → 90.0% (R6)

- 避難所における適切な食事提供やアレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方へのきめ細かな栄養・食生活支援が速やかに展開できるよう、関係機関・団体等との連携体制を推進する。

要配慮者支援の強化

- 福祉避難所の指定を一層促進するとともに、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力を向上させる。

・福祉避難所開設協定締結数 13箇所 (R1) → 維持 (R6)

- ・自動車ディーラーやレンタル会社との協定締結数（再掲）
 - (H 3 0) → 1箇所 (R 6)
- 災害時の避難所等の非常用電源を確保するため、非常用自家発電設備等の整備を促進する。
 - ・避難所の災害用発電設備（累計） 5台 (H 3 0) → 6台 (R 2)
 - ・避難所の防災用発電機（累計） 48台 (H 3 0) → 年次的に整備
 - ・社会福祉施設における非常用自家発電設備の整備 1施設 (H 3 0) → 随時検討
- 水道施設の耐震化等
 - 水道施設の耐震化とともに、災害時の応急給水や復旧活動等の対応度の向上を図る。
 - ・上水道危機管理マニュアル（B C P 含）（再掲） 策定 (H 2 2) → 必要に応じて改訂
 - ・基幹管路の耐震化率（簡易水道統合後）（再掲）
18. 1% (H 3 0) → 22. 6% (R 6)
 - ・浄水施設の耐震化率 30. 6% (H 3 0) → 更新 (R 6)
 - 大規模災害時に速やかに復旧するため、「水道施設危機管理マニュアル」及び「地域防災計画」に基づき、定期訓練を実施する。
 - ・公益社団法人日本水道協会等との合同訓練（毎年） 実施 (R 1) → 繼続 (R 6)

- ### 汚水処理施設の耐震化
- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、基幹管路の耐震化を進めるとともに、下水道ストックマネジメント計画を策定する。また、熊本地震 (H 2 8) を受けて策定した下水道B C P を必要に応じて改訂する。
 - ・下水道ストックマネジメント計画 - (H 3 0) → 策定 (R 5)
 - ・幹線耐震化率（再掲） 78. 6% (H 3 0) → 95. 0% (R 6)
 - ・下水道B C P（再掲） 策定 (H 3 0) → 必要に応じて改訂
 - ・農山漁村地域交付金農業集落排水施設機能強化対策 1地区 (H 3 0) → 3地区 (R 6)
 - 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。
 - ・単独槽から合併槽への転換数 (H 2 6～累計) 41基 (H 3 0) → 5年間で67基

2-1)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
--

2-2)多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生

重要業績指標	現況	目標	P
自主防災組織を通じた備蓄方針の周知	実施中(H30)	推進(R6)	17
災害に関する協定の締結数	25協定(H29)	必要に応じて締結	17
消防防災活動センター(仮称)の設置(再掲)	-(H30)	設置(R2)	17
基幹管路の耐震化率(簡易水道統合後)	18. 1%(H30)	22. 6%(R6)	18
老朽化したφ75mm～φ300mmの配水支管の更新	3km(H30)	5km／年	18
公益社団法人日本水道協会が実施する合同訓練(3年毎)への参加	参加(R1)	参加(R4)	18
四国電力株式会社	締結(H25)	毎年継続	18
鴨島・脇町電気工事組合	締結(H22)	毎年継続	18
社団法人徳島県エルピーガス協会吉野川支部	締結(H22)	毎年継続	18
災害発生時の迂回路となる農林道の整備	17, 928m(H30)	18, 775m(R6)	18
道路ネットワークに必要な路線における橋梁(10m以上)耐震化の実施数【(他)西知恵島1号線ほか】(累計)(再掲)	20橋(R1)	30橋(R6)	18
中山間地域のヘリポート数	2箇所(H30)	適地の検討(R6)	18
通信訓練の実施	-(H30)	毎年実施	19
衛星携帯電話の整備	3台(H25)	5台(R6)	19
防災行政無線のアンサーバック機能の充実	37局中30局(H28)	維持(R6)	19
災害対策本部運営訓練の実施	-(H30)	毎年実施	19

2-3)自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

重要業績指標	現況	目標	P
災害対策本部運営訓練の実施(再掲)	-(H30)	毎年実施	19
自主防災組織の訓練実施率(再掲)	76. 8%(H30)	90. 0%(R6)	19
消防団員充足率(再掲)	94. 0%(H30)	維持(R6)	19
消防団協力事業所数	10箇所(H30)	維持(R6)	19

2-4)想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

重要業績指標	現況	目標	P
道路ネットワークに必要な路線における橋梁(10m以上)耐震化の実施数【(他)西知恵島1号線ほか】(累計)(再掲)	20橋(R1)	30橋(R6)	20

2-5)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
--

2-6)被災地における感染症等の大規模発生

2-7)劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
--

重要業績指標	現況	目標	P
ヘリコプター降着適地数(再掲)	9箇所(H30)	維持(R6)	21
炉内耐火物全面改修(累計)	-(H30)	4炉(R6)	21
幹線耐震化率	78. 6%(H30)	95. 0%(R6)	22
下水道BCP	策定(H30)	必要に応じて改訂	22
合併浄化槽への転換促進	71. 3%(H30)	78. 0%(R6)	22
災害時用簡易トイレ備蓄数	102基(H30)	133基(R6)	22
災害時用オストメイト専用トイレ備蓄数	2基(H30)	維持(R6)	22
個別避難所運営マニュアル策定	-(H30)	共通マニュアルを基に策定	22
自主防災組織の訓練実施率(再掲)	76. 8%(H30)	90. 0%(R6)	22
福祉避難所開設協定締結数	13箇所(R1)	維持(R6)	22